

雇用関係助成金のお知らせ

はじめに 最低賃金引上げに活用できる助成金について

令和8年の最低賃金は60円引き上げた1,092円へ改正される予定です。現在の最低賃金は1,032円ですので5.8%の上昇になります。令和7年は12月23日の発効でしたが令和8年は10月30日から発効される予定です。

というわけで今回は最低賃金の引き上げに向けて活用できる助成金をご紹介します。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

キャリアアップ助成金の賃金規定等改定コースは有期契約労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して助成するコースです。

単に最低賃金に合わせて給料を上げるのではなく、賃金規定を作成する、または見直すことにより従業員の処遇改善としての賃上げを行うことで助成金の対象となる可能性があります。

賃金の引き上げ率に対して下記の金額が助成されます。令和7年から令和8年への最低賃金の上昇率で計算すると中小企業の場合一人当たり6.5万円の助成となります。

支給額

令和8年9月1日現在

	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

ポイント



- ☐ キャリアアップ計画書は提出していますか？
(賃金規定改定コースの選択が必要)
- ☐ 最低賃金の発効日より前に賃金規定を改定し適用することが必要です。
- ☐ 助成金の対象者は有期雇用労働者等です。

ハローワーク米沢

令和8年9月24日 ハローワーク米沢発行
米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中

メール配信登録も好評受付中



担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します
お気軽にお問い合わせください

業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内最低賃金の引上げと設備投資等による生産性向上をセットで支援するものであり、事業場内で最も低い時間給で働く労働者の賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資や業務効率化の取組を行った場合に、その費用の一部を国が助成する制度です（最大600万円）。単なる賃上げ支援制度ではなく、「設備投資によって生産性を高め、その成果を賃上げにつなげる」ことを目的としている点が特徴です。

助成上限額

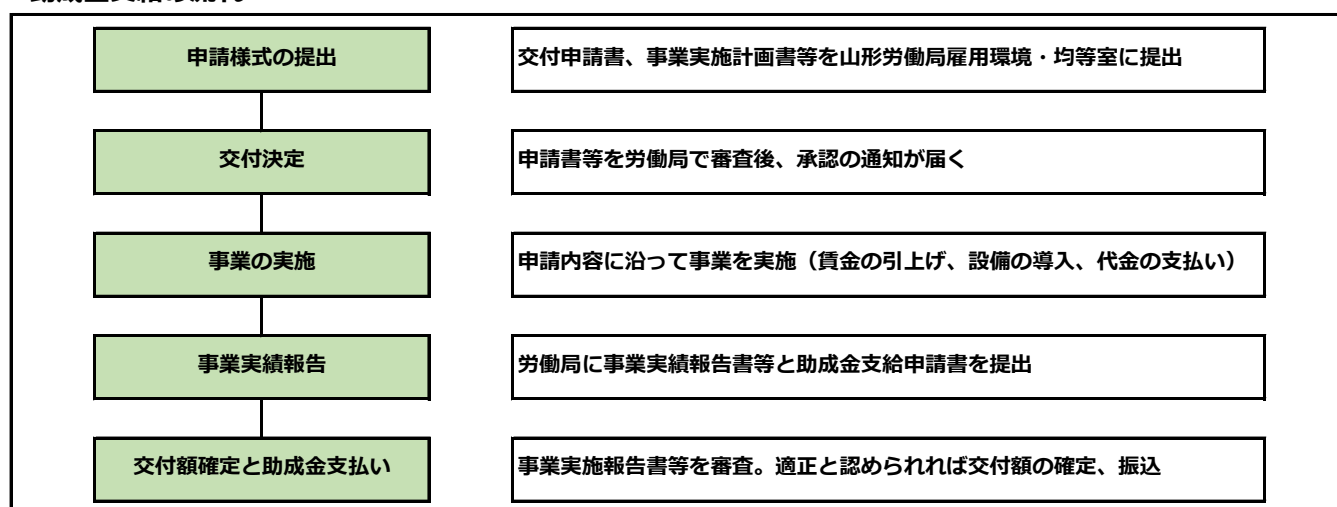
令和8年9月1日現在

コース区分 事業所内最低賃金引上げ額	50円コース 50円以上	70円コース 70円以上	90円コース 90円以上
下記以外の事業主	30万円～130万円	40万円～300万円	90万円～600万円
従業員規模30人未満の事業主	40万円～130万円	50万円～300万円	100万円～600万円

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4 / 5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3 / 4

助成金支給の流れ



ポイント



- ☐ まずは計画の交付申請を行いましょう。（交付決定前に購入した設備は対象外）
- ☐ 最低賃金の発効日より前に賃金を引き上げることが必要です。
- ☐ 対象となる設備であるかを確認しましょう。

今号は最低賃金引き上げに向けて活用できる助成金について説明しました。人手不足時代を乗り切るためにも、どうせ上げなければならない賃金なら、助成金を活用しながら従業員の処遇改善と人材確保につなげましょう。最低賃金の引上げは、今後も継続すると見込まれます。人件費の増加を単なるコストアップとして捉えるのではなく、生産性向上の契機と考え業務改善助成金を活用ください。